

令和7年度 三木市防災会議 議事録

開催日時：令和8年2月25日(水)

午後3時00分～午後4時07分

1. 開会 進行：仲上係長

2. あいさつ 仲田市長

3. 議長選出

- ・仲田市長を指名。

4. 協議事項

(1) 「三木市地域防災計画（本編）」の修正事項

（危機管理課 黒田課長より説明）

質疑及び意見はなく、原案のとおり承認された。

【報告事項】

(2) 「三木市避難所開設・運営計画」の修正について

（危機管理課 黒田課長より説明）

《質疑応答》

(委員からの意見)

- ・8 ページに女性「等」という文言が残っているが、先ほどの別紙2「三木市防災会議資料」では、女性「等」という文言は削除されている。当計画も削除しなくて良いのか。
- ・19 ページから21 ページの要配慮者への支援方針について、現在は、マイナンバーカードにもお薬手帳やヘルプカードの情報が記載されているので、追記してはどうか。

(事務局)

- ・こちらの文言については、特に女性だけがというわけではないが、女性の意見が反映しにくいというところがあり、明確にしたいため、女性「等」としている。
- ・マイナンバーカードについては、追記させていただく。

(委員からの意見)

- ・19 ページの要配慮者への支援方針について、当計画は主には避難所運営する側の内容が記載されているが、持ち出し品の欄のみ避難者自身が用意するものが書かれている。特別な物については各個人で用意すべきなのは理解できるが、避難者自身が用意するものがこちらに記載されていることは違和感がある。

(事務局)

- ・こちらに記載している理由としては、やはり自分に適したものを用意していただくことが必要だと思っている。例えば、紙おむつでもサイズが異なることがあるため、あえて記載させていただいている。

(委員からの意見)

- ・最低限、個人で自分に適したものを用意するということは理解できるが、この支援方針の欄にそれぞれ必要な物を細かく記載するのは記載漏れの恐れもあり難しいと思う。それぞれ用意するものが違うので、一般的な物を用意していただくように書くか、あるいは、避難者自身で用意しないといけない物があることを下欄に記載する方法でも良かったのではないかな。

(事務局)

- ・いただいた御意見を参考にしながら、今後、わかりやすい表現を検討させていただきたい。

(委員からの意見)

- ・上記の指摘された内容について、市が用意する物と避難者自身で用意いただきたい物を分けて明示するのが良いのではないかな。

(委員からの意見)

- ・各地域の指定緊急避難場所が各自治会集会所に指定されているが、災害が起きた時、指定緊急避難場所ではどのように対応すればよいのか。また、安否確認等した後、自主防災組織は誰に連絡を取るのか等、どういう行動をしたら良いのかをA4用紙1枚程度で市から自主防災組織へ示していただきたい。
- ・自主防災組織の役員は市外で働いている人も多く、災害時に自主防災組織として機能しないかもしれないため、自主防災組織の役員以外のメンバーにも災害時どのような行動を取ればよいのか説明してほしい。

(事務局)

- ・市の方で個別の地区ごとに計画を作成するのは難しいが、例年、4月に開催している自主防災組織活動説明会において、災害時に自主防災組織がどのような行動を取れば良いかを説明させていただきたい。
- ・自主防災組織の役員以外のメンバーへの説明については、先ほど申し上げた自主防災組織活動説明会や出前講座などで説明させていただいている。

(委員からの意見)

- ・10ページ目の「避難行動要支援者」という表記は、「要配慮者」ではないのか。
- ・計画に記載する内容とマニュアルに記載する内容について、基準を教えてください。

(事務局)

- ・御指摘の内容について修正を行う。
- ・はっきりとした基準があるわけではないが、具体的に示させていたがマニュアル、少し抽象的に示させていたが計画となる。

(3) 「避難情報発令の判断・伝達マニュアル」の修正について
(危機管理課 黒田課長より説明)

《質疑応答》

(委員からの意見)

- ・5 ページの教育班のところで公民館長や三木南交流センター長が避難情報の伝達を誰に行うのか。

(事務局)

- ・公民館長や三木南交流センター長は誰かに避難情報の伝達を行うわけではない。各自主防災組織等へは、本部から直接、情報伝達される。こちらに記載している理由は、避難情報を発令すると、自主防災組織の長や民生委員・児童委員の方が避難行動要支援者名簿（名簿提供の不同意者）を取りに来られることがあるので、公民館長と三木南交流センター長に伝達することになっている。

(委員からの意見)

- ・民生委員・児童委員が決まっていない自治会がある。避難情報が発令されても避難行動要支援者名簿（名簿提供の不同意者）を取りに行けないところもある。そのあたりはどうすればよいかお伺いする。

(事務局)

- ・民生委員・児童委員が決まっていない自治会については、自主防災組織の長が取りに行かれる。

(委員からの意見)

- ・ひょうご防災ネットの登録者数は何人なのか。

(事務局)

- ・ひょうご防災ネットは、三木安全安心ネット（メール配信版）とスマートフォンアプリ版がある。現在は、スマートフォンがかなり普及されているので、スマートフォンアプリ版を登録される方が多くなってきている。登録者数は、令和8年1月末時点で11,945件である。

(委員からの意見)

- ・メール配信版の登録者数は何人なのか。

(事務局)

- ・令和7年11月末時点にはなるが、約7,500件である。

(委員からの意見)

- ・ひょうご防災ネットの普及啓発は行っているのか。

(事務局)

- ・出前講座や防災イベント等で普及啓発を行っている。

5. その他

《質疑応答》

(委員からの意見)

- ・医師会でこのようなもの(赤いビブス)を作成したので、今後、避難所等に医師が訪れるときは必ず着用し、医師と分かるように支援をさせていただくので、御理解よろしくお願ひする。

(委員からの意見)

- ・防災会議に諮られる修正内容というのは、市地域防災計画は協議事項で、その他のマニュアル等は報告事項になるのか。何か基準があるのか。

(事務局)

- ・軽微な修正等は報告事項で、重要な修正内容で防災会議に諮った方が良いと思われる事項については、協議事項として防災会議に諮り審議していただく。

(委員からの意見)

- ・令和7年7月に災害対策基本法第68条が改正され、自衛隊への要請は基本的に県知事を通じて要請されるが、大規模災害が発生した場合、県自体が被災している可能性がある。その際は68条2項に市町村長が状況を判断し、かつ県知事と連絡が取れない場合については、駐屯地に直接要請ができるように変わっている。このことを御認識いただき連携を密にしていきたい。

6. 閉会 進行：仲上係長